

# 市役所前さくら通り地区景観形成重点地区 (案案)

## 1 地区の対象範囲

市役所前さくら通り地区は、景観重要道路（市道市役所前通の一部）及び景観重要道路に接する敷地を対象範囲とします。

※ J R横浜線の踏切から横山二丁目交差点までの区間の道路及び道路に接する敷地。

## 2 景観の特性

市役所前さくら通り地区は、市道市役所前通とその沿道の敷地を含めた南北約1.5 kmの細長い地区です。当地区は、戦前の軍都計画に基づく相模原都市建設区画整理事業（昭和14年（1939年）施行）によって整備されたもので、幅員40mの豊かな道路空間が形成されています。通りには、さくらとけやきが育ち、その緑豊かで直線的な眺めは、市を代表する景観のひとつとなっています。また、市民まつりの会場となるなど、市民の憩いの場として長年親しまれています。

なお、地区内のさくら並木は平成24年（2012年）11月に景観重要樹木に指定し、通りは、平成29年（2017年）3月に景観重要道路に指定しています。



### 市役所前さくら通り地区

※ J R横浜線の踏切～横山二丁目交差点までの区間の道路及び道路に接する敷地

## 3 良好な景観の形成に関する方針

### (1) 地区全体の方針

景観の特性を踏まえ、地区全体の良好な景観の形成に関する方針を次に示します。

**集い、くつろぎ、訪れたいくなる さくら並木の景観を育てる**

景観重要樹木であるさくら並木は、市を代表する景観のひとつです。さくら並木と沿道の建築物等がつくる景観を将来にわたり大切に育むことにより、地域住民や市民がさくら並木のもとに集い、くつろぐとともに、市外からも訪れたいくなるような景観づくりに取り組みます。



### (2) 項目ごとの方針

地区全体の方針を実現していくために、地区の景観の特性を「①みち」「②みどり」「③まちなみ」の項目に分け、景観づくりの方向性を示します。

## ① みち

区画整理事業によって整備された通りは幅員40mを有し、約1.5kmにわたり直線的な形状をしています。

地区内の交差点の幾つかは、当初ロータリー式の交差点として計画されたものもあります。現在は豊かな四隅の空間を利用して大きな樹木が育ち、その間にベンチ等が設置され、ゆとりと潤いのある空間を形成しています。

また、相模原署前交差点より北側には、ステージ状の広場空間が整備されるなど「グリーンプラザさがみはら」の愛称で親しまれる場所もあり、通りの随所に特徴のある空間が見られます。

こうした道路空間の特徴を十分に活かし、次の方針に基づき、景観づくりに取り組みます。



- ☐ 直線的で幅員の広い道路空間の特徴を活かし、眺めが良くゆとりのある景観をつくります。
- ☐ 豊かな歩行者空間の魅力を活かし、安らぎのある憩いの空間をつくります。
- ☐ 眺めが良く開放感があり、みどり豊かな憩いの空間をつくります。
- ☐ 安全で安心できる空間をつくるとともに、統一感のある景観づくりを行います。

## ② みどり

通りには、昭和20年代後半にさくら（ソメイヨシノ）が約300本植樹されました。現在では大きく成長し、市内でも有数のさくら並木を形成しています。また、歩道に沿って植えられたけやきも大きく育ち、それらの街路樹の足元には、アジサイなどの植栽もみられます。

通りのどの場所においても、これらのみどりが視界の中で大きな割合を占め、みどり豊かな景観を印象付けています。

景観形成にあたっては、道路空間のみどりはもとより、沿道の民地のみどりも大切にすることを基本とし、次の方針に基づき、景観づくりに取り組みます。



- ☐ さくら並木は、通りのシンボルとして保全を図り、さくら並木が映える景観をつくります。
- ☐ 季節が感じられるみどりを大切にし、潤いのある景観をつくります。

### ③ まちなみ

沿道の建築物は、住宅や商業・業務施設、公共施設など用途も多様であり、それらの規模や高さも様々です。また、約1.5kmの通りは一様ではなく、場所によって景観の特性も異なります。

沿道のまちなみ景観の形成にあたっては、それぞれの建築物等の特徴を活かし、次の方針に基づき、景観づくりに取り組みます。

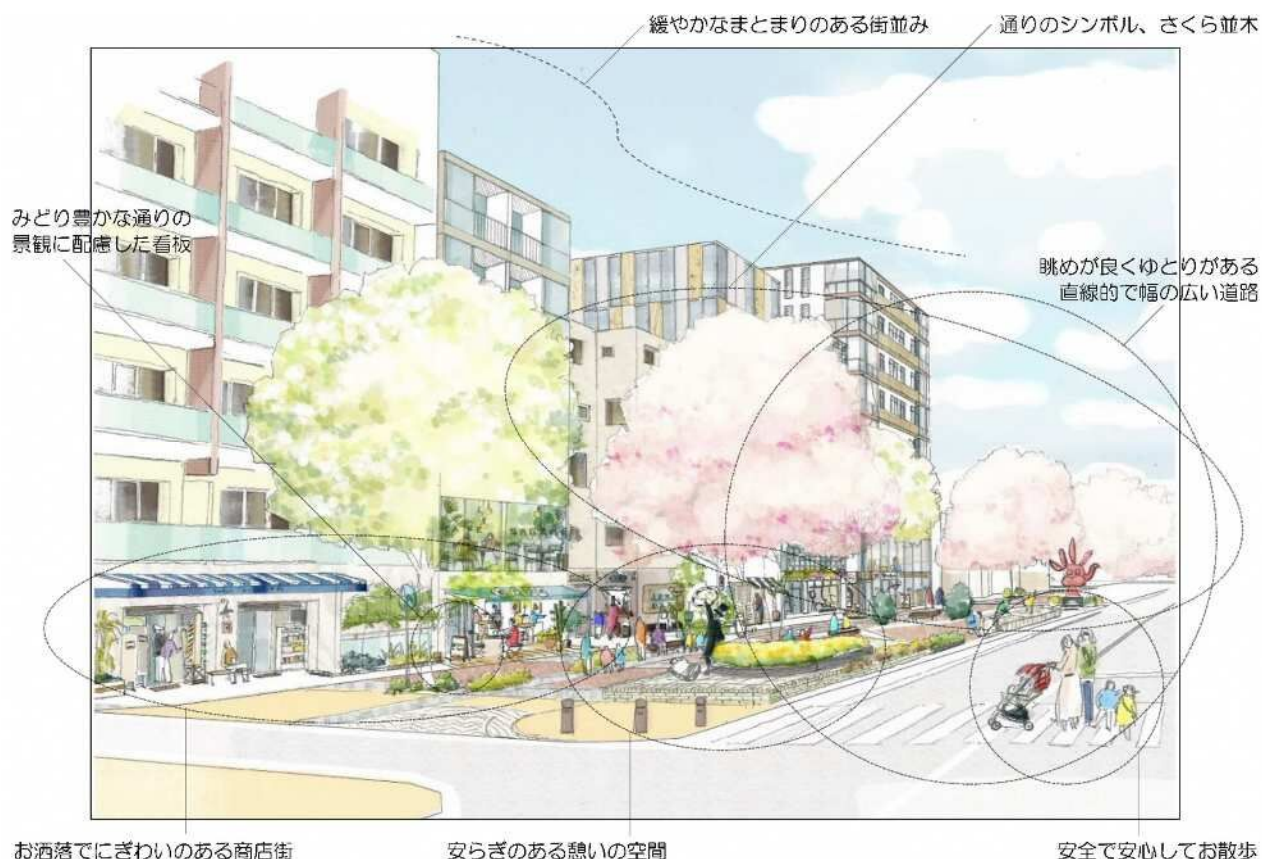


- ☐ さくら並木と調和し、緩やかなまとまりのある街並み景観をつくります。
- ☐ 店舗が連なる場所では、ゆとりのある道路空間と調和し、お洒落でにぎわいのある景観をつくります。
- ☐ 看板等の屋外広告物は、みどり豊かな通りの景観に配慮します。
- ☐ 公共施設は、通りの景観の先導的な役割を果たすよう、積極的に良好な景観形成を図ります。

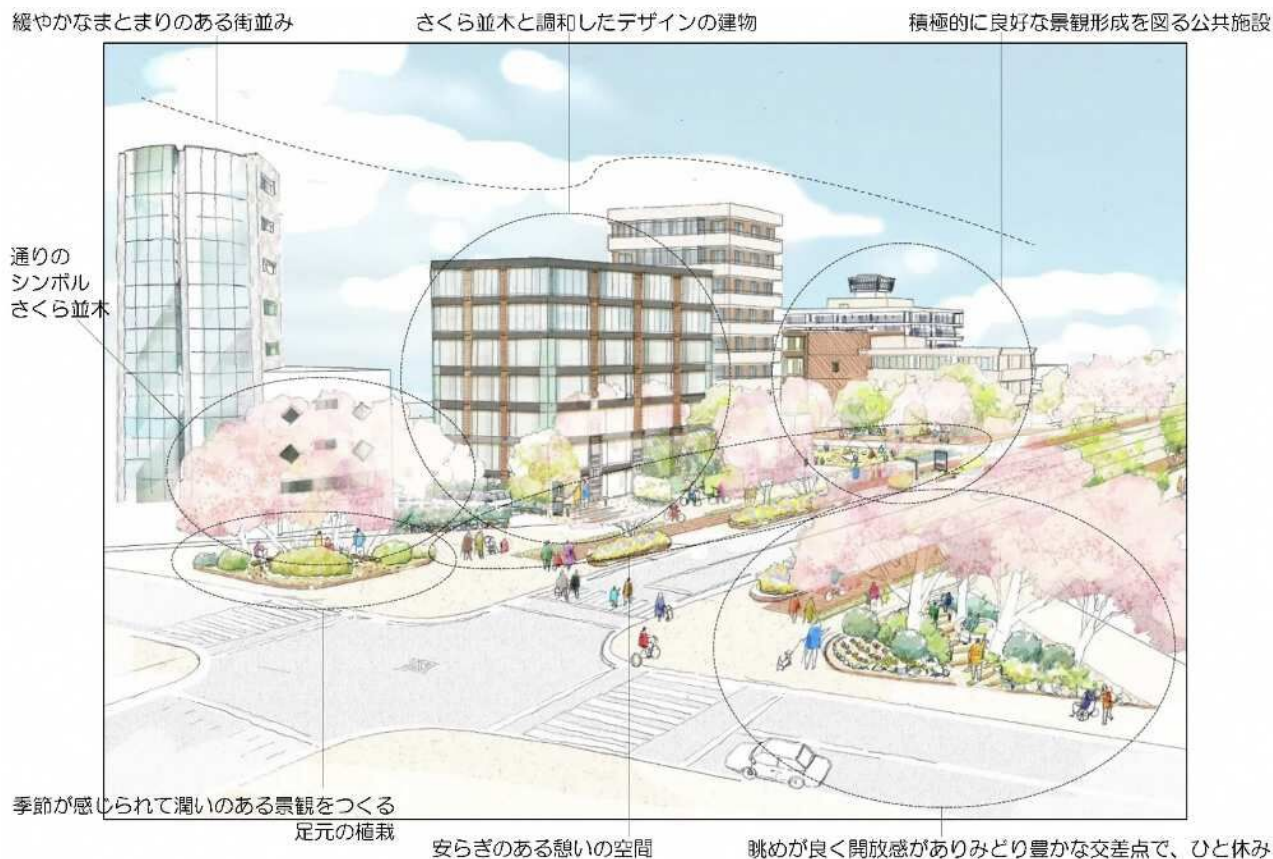


## ＜地区の将来イメージ＞

北側：JR 横浜線～国道16号付近



南側：国道16号～横山二丁目交差点付近



## 4 景観形成基準

### (1) 届出の対象となる行為・規模

| 届出対象行為                                           | 規模                                                                                                                                       |              |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ①建築物の新築、増築、改築又は移転                                | 延べ面積が10㎡以上                                                                                                                               |              |
| ②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更                | 当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が10㎡以上                                                                                                              |              |
| ③工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更 | (i) 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）                                                                                              | 高さが6mを超えるもの  |
|                                                  | (ii) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）                                                                                              | 高さが15mを超えるもの |
|                                                  | (iii) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（広告塔、広告板を除く。）                                                                                                   | 高さが4mを超えるもの  |
|                                                  | (iv) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの                                                                                                            | 高さが8mを超えるもの  |
|                                                  | (v) 擁壁                                                                                                                                   | 高さが2mを超えるもの  |
|                                                  | (vi) 塀及び柵                                                                                                                                | 高さが1mを超えるもの  |
|                                                  | (vii) 駐車・駐輪設備                                                                                                                            | すべて          |
|                                                  | (viii) 太陽光発電設備                                                                                                                           | すべて          |
|                                                  | (ix) 自動販売機（屋外に設置されるもの）                                                                                                                   | すべて          |
| ④屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置                       | 自己用の広告物であって、表示面積の合計が5㎡を超え、10㎡以下のもの<br><br>※相模原市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となる屋外広告物については、相模原市景観条例に基づく事前協議を行う。また、屋外広告物条例別表第3に定める基準のほか、本景観形成基準を適用する。 |              |
| ⑤屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積（堆積の期間が60日以下の場合を除く。）       | 土地の面積が1,000㎡以上のもの。                                                                                                                       |              |

## (2) 景観形成基準

### ① 建築物

| 項目    | 景観形成基準                                                                                                                                                                   |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置    | □壁面後退するなど、景観重要道路沿いの歩行者空間やオープンスペースの創出に努める。                                                                                                                                |
| 高さ    | □高さは、周辺の建築物との調和に配慮する。                                                                                                                                                    |
| 形態・意匠 | □商店街など店舗が多い場所では、店舗のオーニング（日除け）の設置位置や大きさを揃える、隣接する建築物と統一感のある素材を使用するなど、周辺の店舗との調和を図り、にぎわいの連続性を創出するよう、建築物の低層部の形態・意匠を工夫する。                                                      |
|       | □景観重要道路側は、壁面の分節化や開口部・バルコニーの形態・意匠を工夫するなど、単調にならないように配慮する。                                                                                                                  |
|       | □景観重要道路側にバルコニーを設ける場合は、景観重要道路から物干しや室外機などが見えないように努める。                                                                                                                      |
|       | □屋上の建築設備等は、建築物と一体的なデザインとする。又は、ルーバー（目隠し）等で覆うなど景観を損なわないよう修景する。                                                                                                             |
|       | □反射や光沢の強い素材の使用はなるべく避けるなど、反射光により周辺に不快感を与えないよう配慮する。                                                                                                                        |
|       | □良好な景観を維持するため、汚れや退色など経年による劣化等を考慮した素材選別に努める。                                                                                                                              |
| 色彩    | □屋根の色彩は、建築物の外壁と調和し、かつ、別表1に示す範囲内とする。                                                                                                                                      |
|       | □外壁の色彩は、隣接する建築物等と極端な差が出ないよう周辺との調和やまちなみの連続性に配慮し、かつ、別表2に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合で、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。                                                           |
|       | □建築物の壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。                                                                                                                                  |
|       | □アクセントカラーを使用する場合は、周辺の街並みに配慮するとともに、歩行者の目線やにぎわいの創出を意識して、できるだけ低層部に集約するなど、効果的に配置する。                                                                                          |
|       | □フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないよう努める。                                                                                                  |
| 緑化    | □景観重要道路から見える位置に、植栽やプランター等を配置し、通りと調和した空間を創出するなど身近なみどりの演出を図る。緑化する土地がない場合は、屋上緑化等に努める。                                                                                       |
|       | □新築で敷地面積が、1,000㎡以上のものにあつては、敷地の接する道路沿いに、生垣や中木等による緑化施設を設置し、みどり豊かな外観となるようにする。緑化施設の長さは、接する道路（道路が2以上ある場合は主要な道路とする。）の接道長の3分の1以上とする。ただし、敷地形状や周囲の状況等により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。 |
| 外構    | □屋外設備は、景観重要道路から目立たない場所に配置する。できない場合は、植栽等により修景する。                                                                                                                          |

|     |                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <input type="checkbox"/> 駐車場（機械式駐車場を含む。）、駐輪場等は、景観重要道路から目立たないように配置や植栽などを工夫する。                |
|     | <input type="checkbox"/> 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや植栽を基本とする。                                |
| 照明  | <input type="checkbox"/> 夜間でも適度な明るさを保ち、安全安心な歩行者空間の形成に努める。                                   |
|     | <input type="checkbox"/> ショーウィンドーや壁面をライトアップするなど、適度なにぎわいを演出できるよう努める。                         |
|     | <input type="checkbox"/> 過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。                                           |
| その他 | <input type="checkbox"/> 交差点など視線が集まりやすい場所に面する建築物等は、形態・意匠や色彩などを工夫し、魅力ある景観形成に努める。             |
|     | <input type="checkbox"/> 建築物の景観重要道路に面する部分に窓面看板（屋外から設置するものは除く。）を設置する場合は、通りの街並みを阻害しないように配慮する。 |

## ② 工作物（i）～（v）

| 項目  | 景観形成基準                                                            |
|-----|-------------------------------------------------------------------|
| 色彩  | <input type="checkbox"/> 工作物の色彩は、周辺景観や建築物の外壁と調和し、かつ、別表2に示す範囲内とする。 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。                 |
|     | <input type="checkbox"/> 航空法に基づき、鉄塔等に赤白の色彩を施すものは、市長と別途協議を行うこと。    |

## ③ 工作物（vi）塀及び柵

| 項目    | 景観形成基準                                                                                           |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態・意匠 | <input type="checkbox"/> 道路沿いに塀及び柵等を設置する場合は、透視可能なフェンスや植栽を基本とする。                                  |
| 色彩    | <input type="checkbox"/> フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないように努める。 |

## ④ 工作物（vii）駐車・駐輪設備

| 項目       | 景観形成基準                                                                                           |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態・意匠・色彩 | <input type="checkbox"/> 駐車場（機械式駐車場を含む。）、駐輪場等は、景観重要道路から目立たないように配置や植栽などを工夫する。                     |
|          | <input type="checkbox"/> 説明板や精算機、ロック装置などの設備は、景観重要道路からの見え方に配慮し、形態・意匠や色彩などを工夫する。                   |
|          | <input type="checkbox"/> フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないように努める。 |

## ⑤ 工作物（viii）太陽光発電設備

| 項目       | 景観形成基準                                                                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 配置・形態・意匠 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を設置する場合は、景観重要道路から目立たない場所に配置する。できない場合は、植栽等により修景する。 |
|          | <input type="checkbox"/> 建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見えるよう形態・意匠を工夫する。                     |
| 色彩       | <input type="checkbox"/> パネルやフレーム、設備機器等の色彩は、低明度、低彩度のものを使用するなど、周辺から目立たないように工夫する。   |

## ⑥ 工作物（ix）自動販売機（屋外に設置されるもの）

| 項目       | 景観形成基準                                                                        |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 配置・形態・意匠 | <input type="checkbox"/> 自動販売機を設置する場合は、周辺の建築物と調和した色彩を用いるなど、景観重要道路からの見え方に配慮する。 |

⑦ 屋外広告物

| 項目                    | 景観形成基準                                                                                           |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通事項                  | <input type="checkbox"/> 屋外広告物の表示及び設置に当たっては、さくら並木の景観に配慮するとともに、建築物のデザイン及び街並みの連続性に配慮する。            |
|                       | <input type="checkbox"/> 屋外広告物の数や大きさは、可能な限り最小限とし、設置位置、形態・意匠、表示内容等に十分に配慮する。                       |
|                       | <input type="checkbox"/> 屋外広告物の色彩は、高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えて街並みから突出しないよう努める。                  |
|                       | <input type="checkbox"/> 屋外広告物に光源を使用する場合は、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。                                  |
|                       | <input type="checkbox"/> 交差点など視線が集まりやすい場所に面して設置する屋外広告物は、魅力ある景観形成に努める。                            |
|                       | <input type="checkbox"/> 自己用以外の屋外広告物の設置は控えるとともに、設置する場合は単に目立つものとならないよう周辺の景観に配慮したデザインや大きさとするよう努める。 |
| 屋上広告物                 | <input type="checkbox"/> 屋上広告物は、設置することができない。                                                     |
| 壁面利用<br>広告物           | <input type="checkbox"/> 同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないよう配慮する。                                           |
|                       | <input type="checkbox"/> さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。                                         |
| 壁面突出<br>広告物<br>(そで看板) | <input type="checkbox"/> 景観重要道路上に突出しないものとする。                                                     |
|                       | <input type="checkbox"/> さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。                                         |
|                       | <input type="checkbox"/> 歩行者空間やオープンスペースに設置する広告物の下端の高さは地上2.5m以上とする。                               |
| 広告塔<br>・ 広告板          | <input type="checkbox"/> さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。                                         |
|                       | <input type="checkbox"/> 歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。                   |
| 広告旗                   | <input type="checkbox"/> 歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。                   |

⑧ 堆積

| 項目    | 景観形成基準                                                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 堆積の方法 | <input type="checkbox"/> 堆積物は整然と積み上げ、その高さは5m以下とする。ただし、法令等の許可、認可等を受け、又は届出等をして行う土石の堆積を除く。 |
|       | <input type="checkbox"/> 堆積場の出入口や堆積物の位置及び堆積方法を工夫し、主要な視点場から、堆積物が直接見えないような配置や高さとする。       |
| 遮蔽    | <input type="checkbox"/> 区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀等を設けること。                                   |

備考

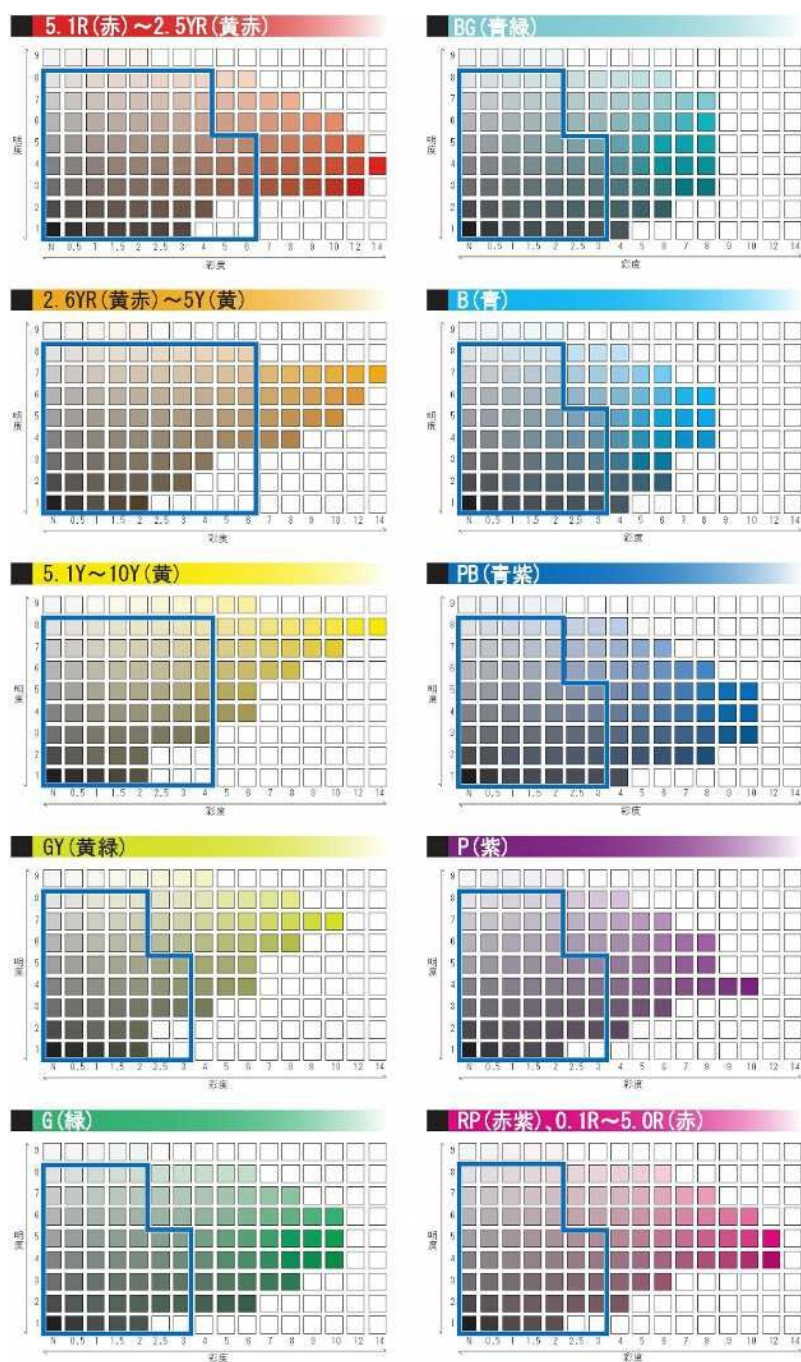
- 1 市長が良好な景観形成に資するものとして、相模原市景観審議会の意見を聴き、認めたものについては、この限りでない。
- 2 色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく、色彩の表示方法（修正マンセル表色系）による。
- 3 既存の建築物等で、その色彩等が景観形成基準に適合していないものについては、同色による塗り替え等でも事前の届出と景観形成基準への適合が必要となる。



別表1 建築物の屋根の色彩の行為制限

| ●行為の制限 |       |           |             |             |             |                   |
|--------|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------------|
| 色調     | 明度の区分 | 色相ごとの彩度区分 |             |             |             |                   |
|        |       | 0.1R～5R   | 5.1R～2.5YR  | 2.6YR～5.0Y  | 5.1Y～10Y    | GY～G～BG～B～PB～P～RP |
| 低彩度    | 高明度   | 8.0を超える   | 1.0以下       | 1.0以下       | 2.0以下       | 1.0以下             |
|        | 中明度   | 5.0を超え8以下 | 1.0以下       | 2.0以下       | 3.0以下       | 2.0以下             |
|        | 低明度   | 5.0以下     | 1.0以下       | 3.0以下       | 4.0以下       | 3.0以下             |
| 中彩度    | 高明度   | 8.0を超える   | 1.0を超え1.5以下 | 1.0を超え4.0以下 | 2.0を超え4.0以下 | 1.0を超え2.0以下       |
|        | 中明度   | 5.0を超え8以下 | 1.0を超え2.0以下 | 2.0を超え4.0以下 | 3.0を超え6.0以下 | 2.0を超え4.0以下       |
|        | 低明度   | 5.0以下     | 1.0を超え3.0以下 | 3.0を超え6.0以下 | 4.0を超え6.0以下 | 3.0を超え4.0以下       |
| 高彩度    | 高明度   | 8.0を超える   | 1.5を超える     | 4.0を超える     | 4.0を超える     | 2.0を超える           |
|        | 中明度   | 5.0を超え8以下 | 2.0を超える     | 4.0を超える     | 6.0を超える     | 4.0を超える           |
|        | 低明度   | 5.0以下     | 3.0を超える     | 6.0を超える     | 6.0を超える     | 4.0を超える           |

：使用できない範囲

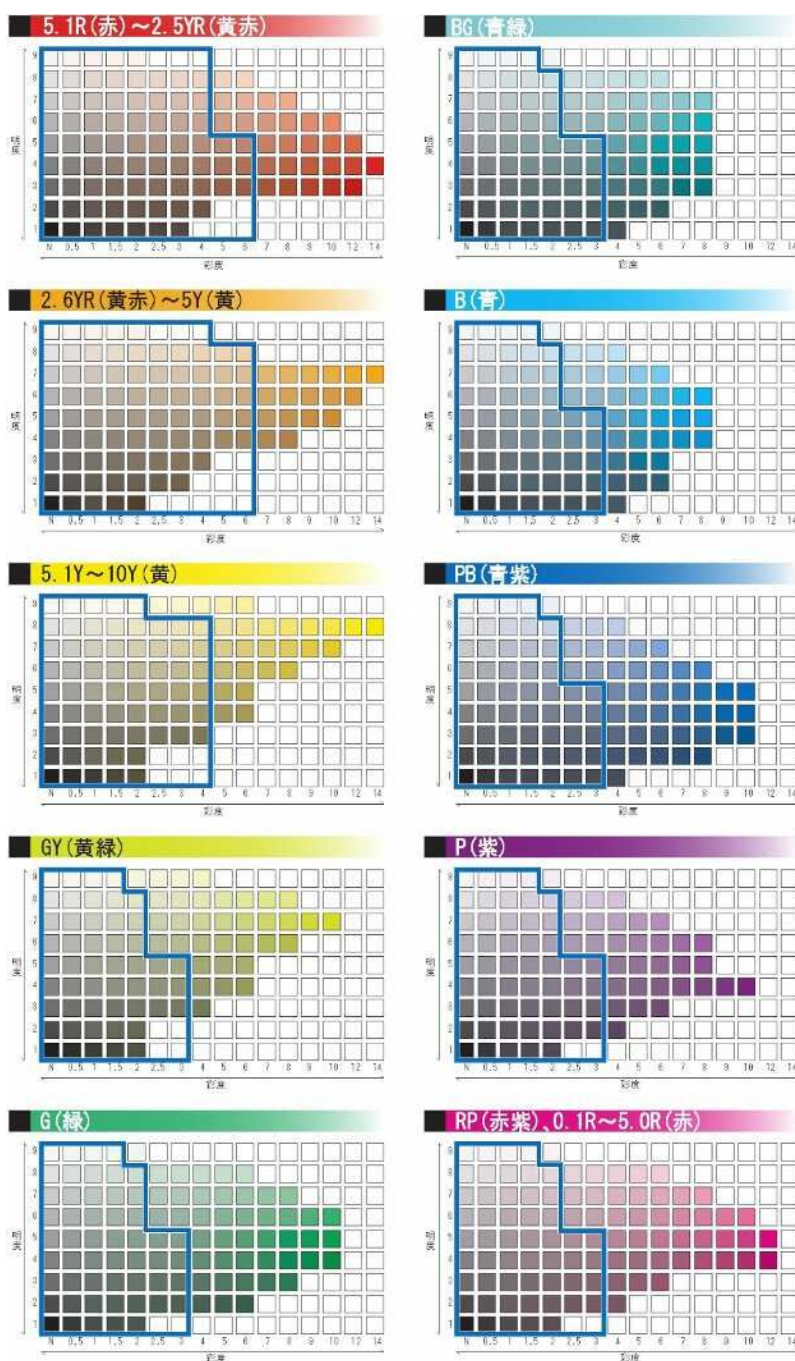


凡例  
 建築物の屋根の基調色として使用可能な色彩の範囲

別表2 建築物の外壁・工作物の色彩の行為制限

| ●行為の制限 |       |           |             |             |             |                   |
|--------|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------------|
| 色調     | 明度の区分 | 色相ごとの彩度区分 |             |             |             |                   |
|        |       | 0.1R～5R   | 5.1R～2.5YR  | 2.6YR～5.0Y  | 5.1Y～10Y    | GY～G～BG～B～PB～P～RP |
| 低彩度    | 高明度   | 8.0を超える   | 1.0以下       | 1.0以下       | 2.0以下       | 1.0以下             |
|        | 中明度   | 5.0を超え8以下 | 1.0以下       | 2.0以下       | 3.0以下       | 2.0以下             |
|        | 低明度   | 5.0以下     | 1.0以下       | 3.0以下       | 4.0以下       | 3.0以下             |
| 中彩度    | 高明度   | 8.0を超える   | 1.0を超え1.5以下 | 1.0を超え4.0以下 | 2.0を超え4.0以下 | 1.0を超え2.0以下       |
|        | 中明度   | 5.0を超え8以下 | 1.0を超え2.0以下 | 2.0を超え4.0以下 | 3.0を超え6.0以下 | 2.0を超え4.0以下       |
|        | 低明度   | 5.0以下     | 1.0を超え3.0以下 | 3.0を超え6.0以下 | 4.0を超え6.0以下 | 3.0を超え4.0以下       |
| 高彩度    | 高明度   | 8.0を超える   | 1.5を超える     | 4.0を超える     | 4.0を超える     | 2.0を超える           |
|        | 中明度   | 5.0を超え8以下 | 2.0を超える     | 4.0を超える     | 6.0を超える     | 4.0を超える           |
|        | 低明度   | 5.0以下     | 3.0を超える     | 6.0を超える     | 6.0を超える     | 4.0を超える           |

：使用できない範囲



凡例  
 建築物の外壁・工作物の基調色として使用可能な色彩の範囲